

業務及び財産の状況に関する説明書 【2026 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

< 目 次 >

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号	2 頁
2. 登録年月日（登録番号）	2 頁
3. 沿革及び経営の組織	3 頁
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びに その株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に 係る議決権の数の割合	5 頁
5. 役員の氏名又は名称	5 頁
6. 政令で定める使用人の氏名	5 頁
7. 業務の種別	6 頁
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	6 頁
9. 苦情処理及び紛争解決の体制	7 頁
10. 加入する金融商品取引業協会	7 頁
11. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	7 頁
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	7 頁
13. 加入する投資者保護基金の名称	7 頁

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要	8 頁
2. 業務の状況を示す指標	10 頁

III 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況	13 頁
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	22 頁
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	22 頁
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	22 頁
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	22 頁

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要	23 頁
2. 分別管理等の状況	27 頁

V 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成	29 頁
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、 資本金の額、事業の内容等	29 頁

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

損保ジャパンＤＣ証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

（１）金融商品取引業

2007 年 9 月 30 日 （ 関東財務局長（金商）第 106 号 ）

（２）確定拠出年金運営管理業

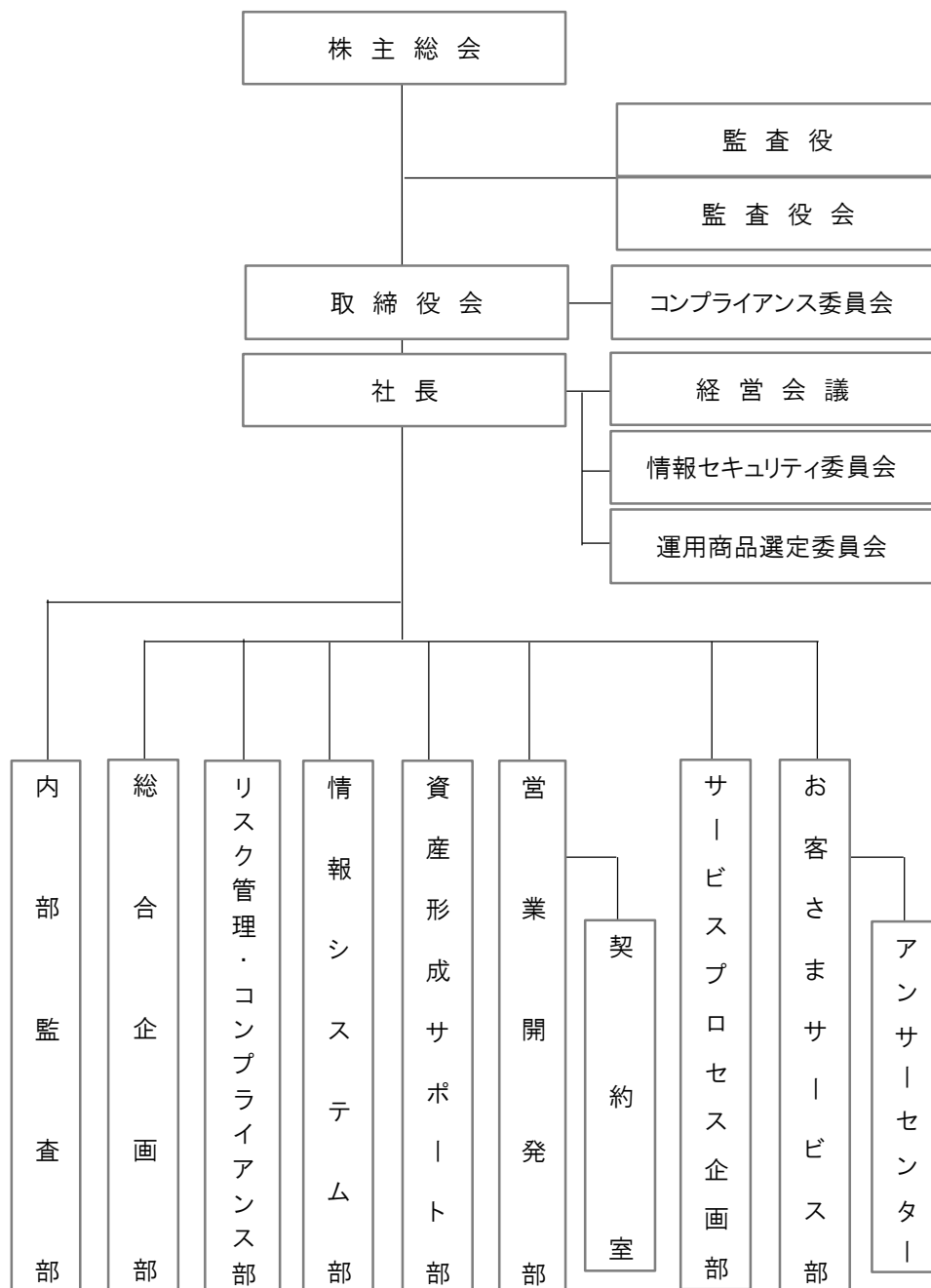
2001 年 11 月 27 日 （ 15 ）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
1999 年 5 月	安田火災シグナ証券株式会社の設立
1999 年 10 月	証券営業の開始 累積投信「積立ファンドプラン」の発売
2001 年 11 月	確定拠出年金運営管理業の開始
2002 年 4 月	個人型確定拠出年金サービスの開始
2002 年 7 月	商号を安田火災シグナ証券株式会社から損保ジャパン・シグナ証券株式会社に変更
2002 年 8 月	確定拠出年金英語対応サービス開始
2003 年 9 月	株式会社損害保険ジャパンによる 100%子会社化
2003 年 10 月	商号を損保ジャパン・シグナ証券株式会社から損保ジャパン D C 証券株式会社に変更
2003 年 11 月	ハッピーエイジング総合型企業年金プランの発売
2004 年 7 月	新レコードキーピングシステム「DCPARK」のリリース
2006 年 3 月	「ISMS 認証基準 (Ver. 2. 0)」および「BS7799-2 : 2002」を運用関連運営管理業務と記録関連運営管理業務について取得
2006 年 9 月	個人情報保護に関する認証「プライバシーマーク」を取得
2007 年 9 月	加入者等数 10 万人突破 (受託資産残高 1, 100 億円)
2009 年 6 月	ホームページおよび加入者用 Web サイト (アンサーネット) を全面刷新
2013 年 4 月	加入者等数 20 万人突破 (受託資産残高 2, 900 億円)
2013 年 7 月	アンサーネットのシミュレーション機能の拡充
2014 年 5 月	アンサーネットがスマートフォンに対応
2014 年 9 月	商号を損保ジャパン D C 証券株式会社から損保ジャパン日本興亜 D C 証券株式会社に変更
2014 年 9 月	新総合型プラン「未来のそなえ - D C バリュープラン」の発売
2018 年 7 月	加入者等数 30 万人突破 (受託資産残高 5, 300 億円)
2020 年 4 月	商号を損保ジャパン日本興亜 D C 証券株式会社から損保ジャパン D C 証券株式会社 (現商号) に変更
2020 年 11 月	スマートフォン向け D C 運用かんたんアプリ「つみたてナビ」(ロボアドバイザー) をリリース
2022 年 3 月	当期純利益 5 億円達成
2023 年 3 月	加入者等数 40 万人突破 (受託資産残高 8, 300 億円)
2024 年 3 月	受託資産残高 1 兆円突破
2024 年 4 月	「つみたてナビ+」(ロボアドバイザー) をリリース
2025 年 10 月	60 歳以降の資産形成に役立つサイト「60 歳以降も D C で豊かな未来をともに」を公開
2026 年 3 月	当期純利益 10 億円達成

(2) 経営の組織 (2026 年 6 月 30 日現在)



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
損害保険ジャパン株式会社	250,000 株	100 %
計 1 名	250,000 株	100 %

5. 役員の氏名又は名称（2026 年 6 月 30 日現在）

役 職 名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	能勢 修	有	常 勤
常 務 取 締 役	三辻 晋介	無	常 勤
常 務 取 締 役	林 弘之	無	常 勤
取 締 役	村上 弘記	無	非常勤
監 査 役	亀水 晋	無	常 勤
監 査 役	田中 尉元	無	非常勤
監 査 役	重清 剛	無	非常勤

（注）監査役の亀水晋、田中尉元、重清剛の 3 氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名

- （1）金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名（2026 年 6 月 30 日現在）

氏 名	役 職 名
林 弘之	常 務 取 締 役 リスク管理・コンプライアンス部担当

- （2）投資助言業務に関し、助言を行う部門を統括する者の氏名（2026 年 6 月 30 日現在）

氏 名	役 職 名
三辻 晋介	常 務 取 締 役 総合企画部担当

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項）

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ及び代理並びに取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ及び代理
- ③ 有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い
- ④ 投資顧問契約に基づく投資助言業務
- ⑤ 有価証券の保護預り業務
- ⑥ 社債等の振替に関する法律第2条第1項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行う業務

(2) 金融商品取引業付随業務（金融商品取引法第35条第1項）

- ① 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- ② 累積投資契約の締結
- ③ 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- ④ 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務

(3) その他の業務（金融商品取引法第35条第2項及び第4項）

- ① 確定拠出年金運営管理業務
- ② 他の事業者等の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- ③ 集金代行業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地（2026年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

9. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業

苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター（FINMAC）との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結しています。

(2) 投資助言・代理業

① 苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備しています。

② 紛争解決措置として、東京弁護士会の設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会の設置・運営する第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会の設置・運営する第二東京弁護士会仲裁センターを当社の紛争解決措置として利用することに関して、協定書を締結しています。

10. 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会に加入しております。

11. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当はございません。

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当はございません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金に加入しております。

Ⅱ 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）における国内経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー・食料品を中心とした物価動向、ならびに金融資本市場の変動等を背景として、先行きは不透明な状況が継続しております。

このような環境にもかかわらず、確定拠出年金（DC）制度の認知度は高まっており、2025 年 3 月末時点で企業型 DC の加入者等数（加入者数と運用指図者数の合計値）は約 905 万人、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者等数も約 465 万人に達しました。

事業主様にとっては人財定着・処遇改善に向けた施策として、加入者様にとっては長期の資産形成に資する制度として位置付けられており、今後も DC 全体として緩やかな拡大基調が続くと考えております。

当社は、企業型 DC および iDeCo において、事業主様および加入者様に、複雑な DC 制度をストレスフリーに活用いただけるようサービスを提供しております。

企業型 DC については、選択制 DC をはじめ、きめ細やかなサービスの提供を展開し、提携金融機関との連携を図りながら、事業主様への提案活動を行っております。また、外資系企業の事業主様に対する英語サービスの品質向上にも積極的に取り組んでおります。加えて、既契約事業主様への Web 形式のセミナー等の開催を通じて、法改正や DC 制度運営に関する情報提供を行うとともに、事業主様のニーズを確認し、課題解決に資するご提案に努めております。

iDeCo については、金融機関との新規提携拡大を図るとともに、加入手続き等の電子化やオンライン等による情報提供など加入者等数拡大に向けた積極的な提案に努めております。また、当社企業型 DC の資格を喪失された加入者様には、国民年金基金連合会への自動移換により掛け金の拠出や運用の機会を失わないよう、iDeCo への移換の案内に積極的に取り組んでおります。

お客さまサービス品質向上、長期資産形成に向けた取組みとしては、2025 年 6 月より、当社カスタマーセンターへお問い合わせのお客さまが、担当オペレーターと当社 Web 画面を共有しながら DC に関する各種案内を受けられるサービスを開始いたしました。

さらに、2025 年 11 月より、iDeCo 加入後のオンライン諸変更手続き（e-iDeCo サービス）の提供を開始し、各種手続きの利便性向上を図っております。

また、投資教育については、対面およびオンラインのセミナー、多様な動画など、加入者様のニーズや生活スタイルに合わせてサービスを利用できる環境を整え、多くの加入者様にご活用いただいております。

これら取組みの結果、当事業年度末において、当社が受託する企業型 DC の承認規約数は 1,273 プラン（含む再受託件数）、加入者等数は 337,428 人、管理資産額は 1,022,175 百万円（含む再受託管理資産）となりました。また、iDeCo の加入者等数は 127,755 人、管理資産額は 271,560 百万円（含む再受託管理資産）となりました。

当事業年度の営業収益は 4,828 百万円（対前年+571 百万円、+13.4%）となりました。増収の主因は受入手数料の増加（同+563 百万円）です。内訳では、企業型 DC・iDeCo とともに信託報酬等が増加しました。株高により受託資産残高が 1,293,700 百万円（同+19.0%）へ拡大したことが背景にあります。DC 運営管理収入も 1,593 百万円（同+73 百万円、+4.8%）と堅調に推移しました。

一方、営業費用は 3,155 百万円（同+290 百万円、+10.1%）となりました。費用増の主因は、人件費+146 百万円、事務委託費+86 百万円、器具・備品費+49 百万円であり、ベースアップ・昇給昇格等による人件費増に加え、システム関連の保守・ライセンス等の増加が影響しました。

以上の結果、経常利益は 1,675 百万円（同+280 百万円、+20.1%）となりました。当期純利益は 1,186 百万円（同+191 百万円、+19.3%）となり、法人税等は課税所得増により増加したものの、増収効果が費用増を上回ったことで過去最高益を更新しました。

これからも日本における DC のパイオニアとして、「DC で豊かな未来をともに」をパーパス（存在意義）に掲げ、お客さまの人生 100 年時代の資産形成を全力でサポートしてまいります。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：千円)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
資本金	3,000,000	3,000,000	3,000,000
発行済株式総数	250,000 株	250,000 株	250,000 株
営業収益	3,897,271	4,256,606	4,828,202
受入手数料	3,897,267	4,256,518	4,819,835
(委託手数料)	—	—	—
(引受・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料 料)	—	—	—
(募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱い 手数料)	—	—	—
(その他の受入手数料)	3,897,267	4,256,518	4,819,835
((受益証券))	1,979,602	2,258,789	2,634,395
((その他))	1,917,665	1,997,729	2,185,440
(トレーディング損益)	—	—	—
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
(金融収益)	3	87	8,367
純営業収益	3,897,271	4,256,606	4,828,202
経常利益	1,143,615	1,394,983	1,675,750
当期純利益	808,083	994,423	1,186,183

「その他の受入手数料」の「その他」は、DC 運営管理収入等。

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

該当はございません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：千株、百万円)

区分		引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高
2024 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	162,429	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	162,429	—	—	—
2025 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	185,495	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	185,495	—	—	—
2026 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	209,678	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	209,678	—	—	—

(3) その他業務の状況

(単位：千円)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
確定拠出年金運営管理収入	1, 447, 324	1, 519, 945	1, 593, 187

その他の業務として、集金代行業務がありますが、収益における重要性が低いことから、記載を省略しております。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
自己資本規制比率 (A／B ×100)	462. 7%	565. 7%	586. 2%
固定化されていない自己資本 (A)	3, 663	4, 778	5, 810
リスク相当額合計 (B)	791	844	991
市場リスク相当額	—	—	—
取引先リスク相当額	202	214	308
基礎的リスク相当額	588	629	682
暗号資産等による控除額	—	—	—

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
使 用 人	197 人	211 人	213 人
(うち 外 務 員)	22 人	22 人	20 人

Ⅲ 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単 位 : 千 円)

科 目	2025年3月期 (2025年3月31日現在)	2026年3月期 (2026年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	5,849,955	7,377,964
現 金 ・ 預 金	4,800,296	5,476,578
預 託 金	110,000	720,000
前 払 金	1,449	-
前 払 費 用	78,960	92,395
未 収 入 金	93,261	107,468
未 収 収 益	766,175	981,758
貸 倒 引 当 金	△ 187	△ 236
固 定 資 産	1,848,563	2,019,982
有 形 固 定 資 産	62,131	114,091
建 物 付 属 設 備	5,029	7,474
器 具 ・ 備 品	57,102	106,616
無 形 固 定 資 産	629,724	682,393
ソ フ ト ウ ェ ア	528,272	331,580
その他の無形固定資産	-	275
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	101,451	350,536
投 資 そ の 他 の 資 産	1,156,707	1,223,498
長 期 差 入 保 証 金	123,048	123,048
長 期 前 払 費 用	910,852	926,416
繰 延 税 金 資 産	122,806	174,033
繰 延 資 産	182,973	153,990
開 発 費	182,973	153,990
資産の部合計	7,881,493	9,551,937

(単 位 : 千 円)

科 目	2025年3月期 (2025年3月31日現在)	2026年3月期 (2026年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	990, 735	1, 474, 996
預 り 金	6, 791	6, 845
前 受 金	3, 813	12, 373
前 受 収 益	446, 755	463, 098
未 払 金	168, 558	520, 350
未 払 費 用	7, 395	9, 119
未 払 法 人 税 等	276, 504	353, 212
賞 与 引 当 金	80, 916	109, 997
負債の部合計	990, 735	1, 474, 996
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	6, 890, 757	8, 076, 941
資 本 金	3, 000, 000	3, 000, 000
利 益 剰 余 金	3, 890, 757	5, 076, 941
そ の 他 利 益 剰 余 金	3, 890, 757	5, 076, 941
繰 越 利 益 剰 余 金	3, 890, 757	5, 076, 941
純資産の部合計	6, 890, 757	8, 076, 941
負債・純資産の部合計	7, 881, 493	9, 551, 937

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2025年3月期 自2024年4月 1日 至2025年3月31日	2026年3月期 自2025年4月 1日 至2026年3月31日
営 業 収 益	4,256,606	4,828,202
受 入 手 数 料	4,256,518	4,819,835
金 融 収 益	87	8,367
純 営 業 収 益	4,256,606	4,828,202
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	2,864,717	3,155,674
取 引 関 係 費	167,341	166,130
人 件 費	1,456,302	1,602,871
不 動 産 関 係 費	178,543	227,726
事 務 費	629,086	715,810
減 価 償 却 費	243,765	268,101
開 発 費 償 却	76,886	69,666
租 税 公 課	52,102	57,357
そ の 他	60,689	48,010
営 業 利 益	1,391,888	1,672,527
営 業 外 収 益	3,464	4,815
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10	-
雑 収 入	3,454	4,815
営 業 外 費 用	369	1,593
雑 損 失	369	1,593
経 常 利 益	1,394,983	1,675,750
特 別 利 益	4	-
償 却 債 権 取 立 益	4	-
特 別 損 失	1,178	990
固 定 資 産 除 却 損	1,178	990
税 引 前 当 期 純 利 益	1,393,808	1,674,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	431,821	539,803
法 人 税 等 調 整 額	△ 32,436	△ 51,227
当 期 純 利 益	994,423	1,186,183

(3) 株主資本等変動計算書

2025 年 3 月期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		その他資本 剰余金	その他 利益剰余金			
			繰越利益 剰余金			
2024 年 4 月 1 日残高	3, 000, 000	－	2, 896, 333	5, 896, 333	－	5, 896, 333
事業年度中の変動額						
当期純利益	－	－	994, 423	994, 423	－	994, 423
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	994, 423	994, 423	－	994, 423
2025 年 3 月 31 日残高	3, 000, 000	－	3, 890, 757	6, 890, 757	－	6, 890, 757

2026 年 3 月期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		その他資本 剰余金	その他 利益剰余金			
			繰越利益 剰余金			
2025 年 4 月 1 日残高	3, 000, 000	-	3, 890, 757	6, 890, 757	-	6, 890, 757
事業年度中の変動額						
当期純利益	-	-	1, 186, 183	1, 186, 183	-	1, 186, 183
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	1, 186, 183	1, 186, 183	-	1, 186, 183
2026 年 3 月 31 日残高	3, 000, 000	-	5, 076, 941	8, 076, 941	-	8, 076, 941

注 記 事 項

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…定額法によっております。

無 形 固 定 資 産…ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金…役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

3. 収益および費用の計上基準

当社は、確定拠出年金事業を主要業務とし、企業型確定拠出年金事業においては、記録関連業務を含めた運営管理業務を一括受注するとともに運用商品の提供業務を行うことで、顧客の口座数に応じた運営管理手数料および運用商品に応じた取扱手数料を得ております。個人型確定拠出年金事業においては、顧客から口座管理手数料および運用商品に応じた取扱手数料を得ております。

(1) 運営管理手数料および口座管理手数料

運営管理手数料および口座管理手数料は、時の経過に応じて履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(2) 運用商品に応じた取扱手数料

運用商品に応じた取扱手数料は、主に運用期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(3) その他

顧客の要請に応じたサービス提供による手数料については、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で収益を認識しております。

4. 繰延資産の処理方法

開 発 費…個人型確定拠出年金の市場開拓のために、地域金融機関向けに設定した手数料体系に基づき支出した金額を計上し、支出時から5年で定額法により償却しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔収益認識に関する注記〕

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	174,033 千円
--------	------------

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕

(耐用年数の変更)

当会計年度において、一部の自社利用ソフトウェアについて利用停止を決定したため、利用期間に合わせて耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。この結果、変更前の方法と比べて、当会計年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ 36 百万円減少しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	180,376 千円
-------------------	------------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	170,844 千円
長期金銭債権	387 千円
短期金銭債務	2,792 千円

3. 取締役および監査役に対する金銭債権債務

該当事項はありません。

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業収益	633,579 千円
営業外収益	619 千円
営業費用	9,270 千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における発行済株式総数

普通株式 250,000 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の総額は 174,033 千円であります。なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	11,566 千円
賞与引当金	34,669 千円
税務上無形固定資産	92,574 千円
未払事業税	21,677 千円
その他	13,929 千円
繰延税金資産小計	174,417 千円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額

	△383 千円
評価性引当額小計（注 1）	△383 千円
繰延税金資産合計	174,033 千円
繰延税金資産の純額	174,033 千円

（注 1） 評価性引当額に重要な変動はありません。

当社は、SOMPOホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用 しており、これに伴い法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示につ いては、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報 告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従っております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、適切な入金管理を行うことによりリスクの低減を図っております。

このほか、預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金であります。また、未払金はすべてが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 預託金	720,000	720,000	-
(2) 未収入金	107,231	107,231	-
(3) 長期差入保証金	123,048	123,048	-
(4) 未払金	(520,350)	(520,350)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により想定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 預託金 および (2) 未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期差入保証金

これらの時価は、帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	損害保険ジャパン株式会社	(100%)	確定拠出年金の運用商品提供機関等	運用商品の提示及び情報提供（注1）	561,950	未収収益	170,811
親会社の子会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社	-	確定拠出年金の運用商品提供機関等	運用商品の提示及び情報提供等（注2）	1,148,467	未収収益	314,249

（注1）取引金額は、確定拠出年金傷害保険に関する業務受託料です。

業務受託料は、他社との取引等の水準を考慮の上、両者の協議に基づき、運用利回り等を基礎として合理的に計算された受託料率を使用し決定するよう留意しております。

（注2）取引金額は、投資信託に関する信託報酬です。目論見書で定められている信託報酬率により計算し、他の販売会社の取引の条件と同様なものとしております。

〔一株当たり情報に関する注記〕

1. 一株当たり純資産額 32,307 円 76 銭

（注）一株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

貸借対照表の純資産の額	8,076,941 千円
普通株式に係る純資産額	8,076,941 千円
普通株式の期末発行済株式数	250,000 株

2. 一株当たり当期純利益 4,744 円 73 銭

（注）一株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	1,186,183 千円
普通株式に係る当期純利益	1,186,183 千円
普通株式の期中平均株式数	250,000 株

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当はございません。

3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

該当はございません。

4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

該当はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条の規定に基づき、2025 年 3 月期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）及び 2026 年 3 月期事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社は、法令諸規則を遵守した業務活動の遂行を確保するために、内部管理体制の強化および拡充に努めております。

(1) コンプライアンス委員会

当社は、内部管理体制の整備と点検および内部管理上の重要事案に係る審議を行うこと等を目的として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

(2) 個人情報保護・情報セキュリティ管理体制

個人情報保護法への対応、情報セキュリティ体制の強化を経営の重要課題と認識し、確定拠出年金業界で初めて情報セキュリティ管理体制に関する国際規格「ISO 27001」認証を取得、また、個人情報保護に関する事業者認定制度「プライバシーマーク」認定を取得し、長期にわたり維持しております。

(3) 営業店等における内部管理体制

当社は、日本証券業協会の規則に基づいて、「内部管理責任者」を配置しております。内部管理責任者は、金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守した営業活動が行われるよう、担当部門の業務状況を管理するとともに、営業活動に重大な事案が生じた場合には、内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けることになります。

(4) 管理部門

当社は、リスク管理・コンプライアンス部を設置し、日常の業務活動に係る指導や監視を行うとともに、法令諸規則の遵守について部長・内部管理責任者をはじめとした職員全般への研修を行っております。

(参考情報)

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOのパーパス等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しております。なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めております。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOのパーパス等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しております。なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めております。

1. SOMPOグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) SOMPOのパーパス、SOMPOの価値観、グループサステナビリティビジョンを社内を示します。
- (2) 損害保険ジャパン株式会社との間で経営管理に関する覚書を締結し、同社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、SOMPOグループ（以下「グループ」といいます。）の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (4) グループ内取引の管理に関する基本方針に従い、その実効性を確保するため、審査対象取引、審査項目、審査に係る責任部署を定め、重要なグループ内取引を適切に把握し審査するなど、適切な管理体制を整備します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における役職員の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) グループコンプライアンス基本方針、グループ行動規範および推進方針に従い、顧客情報管理や利益相反取引管理、反社会的勢力対応に関するコンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンスに関する規程を整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

- (5) グループのお客さまの声への対応に関する基本方針に従い、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を整備します。
- (6) グループのお客さまに提供する商品・サービスの品質に関する基本方針に従い、お客さまに経済的な不利益を与える事案が発生したときの報告手順や同様の事案有無の確認手順等に関するマニュアルを策定するなど、お客さまサービスの品質を維持・向上させる体制を整備します。
- (7) グループのセキュリティポリシー、「情報セキュリティ基本方針」および「I S M S構築方針」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、グループのE R M基本方針に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、E R M「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。加えて、グループが定めるE R Mの基礎となる保険数理に関する基本方針に従い、保険負債の適切な評価および財務の健全性確保を図ります。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) S O M P Oホールディングス株式会社が定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定します。
- (2) 重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) グループのI Tに関する基本方針に従い、I Tマネジメント体制を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
- (6) グループの外部委託管理に関する基本方針に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) グループの資産運用に関する基本方針に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) グループの業務継続体制構築に関する基本方針に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会または社長の諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 情報開示の適切性を確保するための体制

- (1) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針に従い、法令等に基づく開示の統

括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

- (2) グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。その実効性を確保するため、適正な財務諸表等の作成に至る各種プロセスとリスクを明確化し、会計監査および内部監査結果等も踏まえ、各種プロセスを適宜見直し、これらの適切性を確保します。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループの内部監査基本方針に従い、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役会においてその必要性を審議のうえ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。また、監査役が当該定めのない事項について説明を求めるときであっても、速やかに対応します。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

8-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、

意見を述べるができるものとします。

- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) SOMPOホールディングス株式会社の監査委員会および損害保険ジャパン株式会社の監査等委員会の求めに応じて、当社監査役との連携および当社役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。
- (6) その他、役職員は監査役会が定める規程および監査の基準にある事項を尊重します。

2. 分別管理等の状況

1999年4月1日より金融商品取引業者の自己資産とお客さまからお預かりしている資産を明確に区分して管理する、「顧客資産の分別管理」が義務づけられました。

当社も、金融商品取引法、日本投資者保護基金・日本証券業協会等の諸規則に基づき、以下のとおりお客さまからお預かりしている資産の分別管理を行っており、お預かりしている資産を、確実に保全しております。

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	2025年3月31日現在の金額	2026年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	-	-
期末日現在の顧客分別金信託額	110	720
期末日現在の顧客分別金必要額	-	-

② 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く）の分別管理の状況

イ) 保護預り等有価証券

有価証券の種類		2025 年 3 月 31 日現在		2026 年 3 月 31 日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株数	－ 千株	－ 千株	－ 千株	－ 千株
債 券	額面金額	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
受益証券	口数	259,926 百万口	－ 百万口	283,809 百万口	－ 百万口
そ の 他	額面金額	－	－	－	－

ロ) 受入保証金代用有価証券

該当はございません。

ハ) 管理の状況

お客さまからお預かりしている有価証券は、投資信託振替制度における振替口座簿により記録しております。

また、お預かりしている有価証券と当社が所有する有価証券は、帳簿などで明確に区分管理し、お客さまごとの持ち分が直ちに判別できるようにしております。

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当はございません。

④ 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

該当はございません。

(2) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当はございません。

② 有価証券等の区分管理の状況

該当はございません。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

① 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

該当はございません。

② 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

該当はございません。

③ 電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する権利を除く。）の区分管理の状況

該当はございません。

- (4) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する権利を除く。）に限る。）の区分管理の状況
該当はございません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成
該当はございません。
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等
該当はございません。

以 上